

令和8年4月1日 健康企業宣言評価の一部改定について

■改定事項1：設問②「健診結果を保険者へ提供していますか」に変わります。

令和6年度からの健康保険法改正に伴い、40歳未満の従業員の健診結果についても、保険者（TJK）から事業者様への提供依頼が可能となりました。この改正に対応するため、今までの40歳以上の年齢制限を削除し「健診結果を保険者へ提供していますか」に改定されました。
従業員全員の健診データの連携が必要になります。

■改定事項2：「自由記載欄」が追加されます。

26種類の設問に加え、27番目に自由記載欄を設けることになりました。
自社の健康課題を踏まえ、+@の取組みを積極的に実施していただくことで加点できるようになりました。

■改定事項3：評価項目に「できていない」が追加され、0点が発生します。

従来の評価基準では最低点が1点となっており、取組みを実施されていない場合も1点が加点されていましたが、改定後は取組みを実施していない（できていない）場合は0点となります。
なお、取組みの継続期間を確認する設問については、実施期間1か月未満の場合は今までとおり1点となります。

改定後の新基準での申請については、令和8年9月以降の提出分から受付を開始いたします。
令和8年8月までは旧基準（旧実施結果レポート）でご提出ください。
なお、9月以降も旧基準での申請については、令和9年3月申請分まで（TJKへの提出は2月末締切日）提出可能といたします。（令和8年9月～翌年2月までの提出分は新旧基準、どちらも提出可能）